

工事費内訳書の公開及び疑義への対応について

市では、平成21年度から、工事の入札において、透明性・公正性の向上を図るため、開札後に金額入り工事費内訳書を公表しておりますが、入札参加者からの疑義の申立方法やその対応について、次のとおり定めます。

1 落札保留

開札後、落札候補者の添付書類の確認・点検及び疑義の申立期間として落札を保留とします。

2 工事費内訳書の公開

単価契約を除く工事の入札案件について、開札日の翌日から金額入り工事費内訳書を公表します。内訳書は、市ホームページ上でパスワードによりダウンロードが可能になります。パスワードは開札時の保留通知の理由欄に記載します。

※ 落札候補者の添付書類の確認・点検の結果、不調となる可能性がある場合は、公表を保留します。なお、有効な入札が無い場合、内訳書の公表は行いません。

〔工事費内訳書〕

土木・造園工事……本工事費内訳書

建築・設備工事……種目、科目、中科目（必要に応じ）

3 申立ての対象

入札前に公表された設計書について、金額入り工事費内訳書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（入札前に質問を行い確認すべきものを除く。）、入札公告の記載誤り等の事由による入札への疑義とする。

4 条件付一般競争入札における疑義の申立

(1) 期間

内訳書を公表した日（通常は開札日の翌日）の午前9時から午後5時までとします。

(2) 対象者

当該工事案件について、入札書を提出した者のみとします。

(3) 申立方法

疑義の申立てを行う場合には、別紙「疑義申立書」により、疑義の内容を具体的に記載し、契約課へ提出してください（ファックス可）。

5 疑義申立てへの対応

(1) 予定価格・最低制限価格が変わらない場合

疑義の申立てがあり、市の積算を調査して変わらない場合は、申立者にその旨を説明した後、公告文に定めた期日に落札決定を行います。

(2) 予定価格・最低制限価格が変わる場合

疑義の申立てがあり、市の積算を調査して変わることが判明した場合は、次により入札の有効・無効を決定します。

ア 設計金額と誤りを補正した額との差額がわずかで、入札の公正性が損なわれていないことが明らかな場合には、落札候補者である者に変更が生じない限り、入札を有効とします。

イ 予定価格・最低制限価格を補正した時に落札候補者に変更が生じる場合には、入札を無効とし、入札の取消しを行います。

(3) 設計内容に誤りがあった場合、入札参加者全員に内容及び入札の効力を通知します。

6 再度公告入札の執行

(1) 設計の見直し

取り消した入札の再度公告入札の執行にあたっては、設計を見直し、設計内容を一部変更します。

(2) 入札の執行方法

取り消した入札の再度公告入札は、「取り消した入札の参加資格の認定を受け、かつ入札書を提出した者であること」を入札参加資格要件とする条件付一般競争入札によることとします。

ただし、この参加資格要件によることとしたときには再度公告入札の公正性が損なわれて不適当であると認められるときは、取り消した入札とは別の新たな案件として入札参加資格要件を設定し、条件付一般競争入札により執行することとします。

再度公告入札は、取り消した入札の参加者への説明終了後は速やかに執行します。

なお、この場合の見積期間は、建設業法で認められた範囲で短縮することがあります。

7 その他

入札への疑義申立ての内容及び調査の結果、この対応によるのでは公正妥当な事後処理とならない場合には、当該疑義の内容等を踏まえて適切に対応するものとします。

令和 年 月 日

疑 義 申 立 書

相模原市長 あて

所在地 _____

会社名 _____

代表者 _____

提出者 _____

連絡先 () _____

月 日に開札した「 _____ 」の
入札について、次のとおり疑義の申立てを行います。

※ 単に「自分の積算と合わない」などの内容は疑義の対象としません。疑義の内容について具体的に記載してください。